

令和2年度 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告書を受けて講じた新たな措置
(政府事故調独自の提言事項関連)

目 次

1. 本フォローアップ結果の位置付け 1
2. 政府が講じた措置 3

1. 本フォローアップ結果の位置付け

「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」（平成23年5月24日閣議決定）に基づき設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査、検証及び提言を行うことを目的として平成23年5月24日に発足し、平成23年12月26日の第6回委員会において中間報告の取りまとめを行い、平成24年7月23日の第13回委員会において最終報告の取りまとめを行った。

中間報告及び最終報告には、東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因究明等の調査・検証結果のほか、当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言が盛り込まれており、政府は、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることが求められている（表1）。

表1 政府事故調提言抜粋

VI 総括と提言

3 原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言

当委員会の提言は、いずれも迅速かつ確実に実現を図ることが重要であることから、政府においては、関係省庁・関係部局に提言の反映や実施に向けた具体化を指示するとともに、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることを求めたい。

そのため、毎年度、関係白書等の記述を参考としながら、政府が講じた措置を関係省庁において取りまとめ、内閣府において政府事故調のフォローアップ報告書を公表してきたところ。

他方、政府は、国会法に基づき、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置（いわゆる「国会事故調フォローアップ報告書」）の作成を義務づけられており、毎年度、報告書を作成して国会に提出している。

国会事故調フォローアップ報告書と政府事故調フォローアップ報告書は、構成は異なるものの、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた政府の取組を記述するものであるため、両報告書の間で重複した記述も多い。そのため、国会事故調に含まれず政府事故調を受けて講じられた措置やその進捗がわかりにくい記載となっている。

このような状況を踏まえ、今後の政府事故調フォローアップ報告書について

は、毎年度、全体版の報告書の掲載を行う代わりに、国会事故調の提言には含まれていない政府事故調報告書独自の提言事項に関して政府の取組に進展があったかどうか毎年度確認し、進展があった場合に当該取組を報告することとする。なお、該当する政府事故調の提言は表2のとおりである。

引き続き、政府としては、東京電力福島原子力発電所事故の反省・教訓を踏まえた取組を確実に実施していくこととしており、取組状況の定期的な公表は、国会事故調フォローアップ報告書及び上記の掲載で対応することとする。

表2 政府事故調フォローアップ報告書において独自に記載している取組

<p>提言（1）安全対策・防災対策の基本的視点に関するもの</p> <p>4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 南海トラフ巨大地震への対応➤ 首都直下地震等への対応➤ 地震調査研究の推進➤ 防災計画の改訂 <p>提言（4）被害の防止・軽減策に関するもの</p> <p>8. 諸外国との情報共有や諸外国からの支援受入れに関する提言</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 諸外国との情報共有の体制整備➤ 諸外国からの支援受け入れの体制整備 <p>提言（7）継続的な原因解明・被害調査に関するもの</p> <p>2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 住民等の避難の実態に関する調査➤ 記録の収集・保存・公開等➤ 震災関連死に関する調査

2. 政府が講じた新たな措置（下線部分が取組に進捗のあった箇所）

提言（7）継続的な原因解明・被害調査に関するもの

提言（7）2. 被害の全容を明らかにする調査の実施に関する提言

未曾有の原子力災害を経験した我が国としてなすべきことは、「人間の被害」の全容について、専門分野別の学術調査と膨大な数の関係者・被害者の証言記録の収集による総合的な調査を行ってこれらを記録にまとめ、被害者の救済・支援復興事業が十分かどうかを検証するとともに、原発事故がもたらす被害がいかに深く広いものであるか、その詳細な事実を未来への教訓として後世に伝えることであろう。福島原発災害に関わる総合的な調査の結果を踏まえて記された「人間の被害」の全容を教訓として後世に伝えることは、国家的な責務であると当委員会は考える。「人間の被害」の調査には、様々な学問分野の研究者の参加と多くの費用と時間が必要となるだろうが、国が率先して自治体、研究機関、民間団体等の協力を得て調査態勢を構築するとともに、調査の実施についても必要な支援を行うことを求めたい。

（記録の収集・保存・公開等）

平成 25 年 3 月より、国立国会図書館による東日本大震災の記録を収集・保存・公開するための「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」の運用を開始し、平成 26 年 1 月には、ひなぎくと各府省が保有する東日本大震災に関する情報との連携等を推進するため、東日本大震災アーカイブ各府省等連絡会議を設置した。

また、福島県において進められていた、原子力災害の記録や教訓の継承・共有に向けて資料の収集・保存、展示等を行うアーカイブ拠点施設（東日本大震災・原子力災害伝承館）は、国による施設整備への財政支援も受け、令和 2 年 9 月に開業した。

<関連白書等：防災白書>